

新憲法の時に「これこそ俺達の要求する労働組合法案」だとして  
アシプロするの、我々の労働組合法案の成否を批発するものだから

る。(本部の配案は、大憲法日誌におぼしめます)

### 反動的労働組合法反対の件 (東京府聯提出)

### 消費組合運動に関する件 (神戸支部提出)

### 合同問題に関する件 (新潟縣聯提出)

### 失業反対闘争に関する件 (東京支部聯提出)

### 香川再建に関する件 (水戸支部提出)

### 殖民地問題に関する件 (神戸支部提出)

### 労農少年團結成に関する件 (名古屋支部提出)

### 對都市闘争の件 (東京支部聯提出)

- 議員統制方針決定の件 (名古屋支部提出)
- 無産市民の日常闘争に関する件 (東京支部聯提出)
- 次期府縣會選舉對策の件 (本部提出)
- 犠牲者救援運動に関する件 (本部提出)
- 機關紙支局確立に関する件 (本部提出)

(イ) 我々の全闘争に於て黨の機關紙が如何に重大なる役割を持つてゐるかは、今更述へたるまでもないことである。我々は、あらゆる機會に大衆の中へ機關紙を持ち込まなければならぬ。そしてその點には、我々全黨員が一致協力して機關紙の配布網を確立、擴大しなければならぬのだ。會支部は、必ず機關紙支局を設け、左の事務を確立に遂行することは絶対必要である。

一、各支部には必ず責任ある機關紙係——支局長及支局長——を置く事。機關紙係には必ず二人以上の係員を定めて置くべきである。同一係の一人に差支への生じた場合にも、他の一人によつて事務が支障なく繼續出来るからである。(職務も同じやうな理由で二通作成して置く必要がある。)

二、機關紙係は、當該支部地域内に於ける機關紙の配布に関する一切の事務を責任を以て處理すること。

三、機關紙係は、支局の所在地並に自己の氏名を必ず本部機關紙部へ報告し、常に機關紙部との緊密なる聯絡を取ること。

四、機關紙係は、責任を以て機關紙を購収し、機關紙財政の確立を計ること。

五、機關紙支局に於ては、必ず責任あるレガター(通信者)を定め、支部闘争並に組織状態及機關紙に對する支部大衆の要求等を、少くも月三回、本部機關紙部へ報告すること。支部のレガターと別個に支局のレガターを置く事が出来れば最も理想的であるが、國土の少い地方では一人で兩方をかねても無難差支へない。